

「くはまぎん」電子債権サービス重要事項説明書

項 目	ご注意いただきたいこと	利用規定等の記載
1. サービスの提供時間 (営業日・営業時間)	(1)サービスの提供時間は、銀行営業日(*1)の午前8時から午後11時までです。銀行休業日は午前8時45分から午後5時までです。ただし、毎月第2土曜日、および12月31日から1月3日、5月3日から5月5日はご利用になれません。 (注)サービス提供時間は窓口金融機関(*2)により異なりますので、ご注意ください。 (2)午後3時を過ぎてのご利用は、銀行営業日・休業日ともに予約取引となります。ただし、銀行休業日の融資申込は終日予約取引となります。 (注)窓口金融機関によっては、当日付で取り扱う記録請求の受付時限が早まる場合があります。具体的な受付時限は、直接、窓口金融機関にお問い合わせください。	業務規程5条 細則4条 利用規定13条
2. 利用者番号	(1)お客さまには、1法人(個人事業主である場合には1人)につき1つの利用者番号を付与いたします。 (2)複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。 (注1)例えば、法人のお客さまが本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。 (注2)すでに利用者番号をお持ちのお客さまが、別の金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。	業務規程2条
3. 契約形態	当行が提供する法人インターネットバンキング「くはまぎん」ビジネスサポートダイレクト 照会・振込サービス」のご契約が必要になります。	利用規定4条
4. 利用開始手続き	利用申込書を受付後、当行所定の審査をいたしますので、ご要望に添えない場合がございます。ご利用が可能となり次第、「利用者情報通知書」を郵送いたしますので、必ずご確認ください。 (注)利用申込書をご提出されてからご利用開始までの期間は、お客さまがお申込になられた利用者区分(*3)により異なりますが、通常2～3週間程度になります。	業務規程13条 利用規定6条
5. 利用料	(1)当行所定の取扱手数料をお支払いください。 (注)当行所定の取扱手数料は、当行のウェブサイト、パンフレットにてご確認ください。 (2)㈱全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」といいます)からお客さまに対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。	業務規程61条 利用規定48条、58条、59条
6. でんさい(*4)の発生 (手形の振出に相当)	(1)でんさいを発生させる際の債権金額は、1円以上100億円未満です。なお、債権金額は1円単位で設定いただけます。 (2)でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して3銀行営業日経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。 (3)債権者請求方式ででんさいを発生させる場合は、債権者、債務者の双方が債権者請求方式を利用する必要があります。	業務規程26条、27条、30条 細則17条 利用規定22条

(注1)関係規程等は、以下の略称にて記載しています。

- ①株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程:「業務規程」
- ②株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則:「細則」
- ③くはまぎん電子債権サービス利用規定:「利用規定」
- ④電子記録債権法:「電債法」

(注2)説明文中に(*)を付している用語については、説明書末尾に用語解説を記載しています。

項 目	ご注意いただきたいこと	利用規定等の記載
7. でんさいの譲渡 (手形の裏書に相当)	(1)でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取り扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、債務者が支払えなかった場合には(支払不能(*5))、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者に対して、支払義務を負うことになります。	業務規程31条 細則19条 利用規定23条
	(2)債権者利用限定特約(でんさいの債務者とはならない特約)を締結した利用者であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取り扱いになります。	業務規程31条 利用規定18条
8. でんさいの分割譲渡	(1)でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。 (注)例:1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。 (2)分割のみの取り扱いはできません。	業務規程36条 細則29条 利用規定23条
9. でんさいの取消等	(1)でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日の間(ただし支払期日の2銀行営業日前まで)は、請求の相手方が単独で取り消すことができます。(当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。)	業務規程26条
	(2)一括記録請求(*6)により同一の発生日(記録請求日当日を除く)を指定して記録請求の予約をしたでんさいは、すべての記録請求が予約中で、かつ業務規程、業務規程細則等により取り消し可能な場合を除き、一括して取り消しすることはできません。	利用規定34条
10. でんさいの記録内容の変更	利害関係者全員のご承諾がないと、でんさいの記録内容を変更することはできません。 (注)利害関係者が3名以上の場合、でんさいの記録内容の変更は非常に困難です。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、おこなってください。	業務規程33条 細則23条
11. 記録請求の制限期間	でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。 (注)例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の3銀行営業日前までにおこなう必要があります。 詳しくは、「ご参考2」をご参照ください。	細則19条、21条、 23条、27条、29条
12. でんさいの決済(支払い)(口座間送金決済(*7))	(1)でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」によりおこないます。 債務者のお客さまは、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。 (注)当行は、支払期日の15時までに決済口座に資金をご準備されていた場合には口座間送金決済をおこないますが、支払期日当日に残高が不足している場合は、ご入金を確認後の送金となりますので、債務者のお客さまより、あらかじめ債権者のお客さまにその旨をご説明ください。なお、当行以外の金融機関の具体的な資金の準備期限については、当該窓口金融機関にご確認ください。	業務規程40条 利用規定44条、45条
	(2)支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 (注)詳しくは「14.支払不能処分制度」をご参照ください。	業務規程47～49条 細則43～45条 利用規定46条、47条

(注1)関係規程等は、以下の略称にて記載しています。

①株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程:「業務規程」

②株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則:「細則」

③〈はまぎん〉電子債権サービス利用規定:「利用規定」

④電子記録債権法:「電債法」

(注2)説明文中に(※)を付している用語については、説明書末尾に用語解説を記載しています。

項 目	ご注意くださいこと	利用規定等の記載
	(3)支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、ご自身の窓口金融機関にご確認ください。 (注) 債権者のお客さまからの債務者のお客さまの資金の資金準備状況に関するお問い合わせには応じることはできません。債務者のお客さまの窓口金融機関が当行である場合も同様です。	業務規程42条 細則39条、40条 利用規定44条、45条
	(4)債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済がおこなわれます。	細則38条
	(5)債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(*8)(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負います。	業務規程40条 利用規定51条
	(6)電子記録保証人が債務者に代わってお支払いをされた場合、特別求償権(*9)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。	電債法35条 利用規定27条
13. 口座間送金決済の中止	債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済がおこなわれていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて、口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (注)詳しくは、「15.異議申立の手続」をご参照ください。	業務規程44条、47条、 48条、50条 細則42条、46条 利用規定49条
14. 支払不能処分制度 (手形の不渡処分制度に相当)	(1) 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。	業務規程47条、48条 利用規定46条、47条
	(2)支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。 ①でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関(*10)に対して通知されます。 ②1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関は、「債務者利用停止措置」関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。	業務規程47条～49条 利用規定60条～63条
	(3)同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。	業務規程47条、48条
	(4)手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。	

(注1)関係規程等は、以下の略称にて記載しています。

①株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程:「業務規程」

②株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則:「細則」

③〈はまぎん〉電子債権サービス利用規定:「利用規定」

④電子記録債権法:「電債法」

(注2)説明文中に(*)を付している用語については、説明書末尾に用語解説を記載しています。

項 目	ご注意いただきたいこと	利用規定等の記載
15. 異議申立の手続	(1) 契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客さまは異議申立をすることにより、支払不能処分の猶予を受けることができます。 (2) ただし、債務者のお客さまが異議申立をする場合には、支払期日の前銀行営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただく必要があります。 (注) 異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。	業務規程44条、50条 細則42条、46条 利用規定52条、53条
16. 記録事項の開示	(1) 「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))とその窓口金融機関です。 (2) 残高証明書の発行方式には、「定例発行方式」と「都度発行方式」の2種類があります。残高証明書の発行は、お取引店の窓口にて受付いたします。	業務規程57条、59条 細則56条、58条 利用規定32条
17. 解約	(1) 利用規定等に列挙する当然解約事由に該当した場合、お客さまに事前に通知することなく解約することがあります。 (2) 利用規定等に列挙する請求解約事由に該当した場合、お客さまに事前に通知したうえで、解約することがあります。 (3) 当行が本サービスの契約を解約した場合には、でんさいネット利用契約が、でんさいネットがでんさいネット利用契約を解約したときは、本サービスの契約が解約されます。	業務規程16条 細則8条 利用規定66条～68条
18. 他の記録機関との関係 (記録機関変更記録)	(1) でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。 (2) なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできません。 (3) また、特定記録機関変更記録を請求する場合、債権者と債務者の双方が債権者請求方式を利用している必要があります。	業務規定37条の2 細則32条の2 利用規定11条
19. 指定許可機能	(1) 指定許可機能を利用する場合は、別途お申込が必要です。 (2) 指定許可機能を利用する場合、お客さまが予め相手先を指定許可先として設定しておく必要があります。 (3) 相手先が指定許可先として設定されていない場合、指定許可機能の対象となるすべての請求がエラーとなります。 (4) 相手先が指定許可機能を利用している場合、相手先が予めお客さまを指定許可先として設定していないと、お客さまの相手方に対する請求がエラーとなることがあります。	利用規定31条

以 上

(注1) 関係規程等は、以下の略称にて記載しています。

- ① 株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程:「業務規程」
- ② 株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則:「細則」
- ③ 〈はまぎん〉電子債権サービス利用規定:「利用規定」
- ④ 電子記録債権法:「電債法」

(注2) 説明文中に(＊)を付している用語については、説明書末尾に用語解説を記載しています。

<ご参考1:説明に使用する用語>

項 目	ご注意いただきたいこと
* 1 銀行営業日	月曜日から金曜日です(ただし、祝日・休日および12月31日から1月3日を除きます)。
* 2 窓口金融機関	お客さまとの間で利用契約を締結し、お客さまからの記録請求等の窓口となる金融機関のことです。
* 3 利用者区分	お客さまがご利用される記録請求の種類に応じて、ご指定いただく、債権者利用、債務者利用、融資利用の3つの区分のことです。
* 4 でんさい	でんさいネットが取り扱う電子記録債権のことです。
* 5 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
* 6 一括記録請求	でんさいネット標準フォーマットにより一括しておこなう記録請求のことです。 発生記録、譲渡記録(分割記録を含みます)について、それぞれの記録請求ごとに複数の請求を一括しておこなうことができます。
* 7 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金をおこなうことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
* 8 電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客さまのことです。 通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
* 9 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。
* 10 参加金融機関	全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。

<ご参考2:支払期日前後の記録の制限>

支払期日を基準とした記録請求日 (でんさいネット必着日)						決済情報提供日		口座間送金決済実施日			支払等記録日
	7銀行営業日前以前	6銀行営業日前	5銀行営業日前	4銀行営業日前	3銀行営業日前	2銀行営業日前	1銀行営業日前	支払期日	1銀行営業日後	2銀行営業日後	3銀行営業日後以降
各種記録請求と制限 (○:記録請求可能) (△:条件付で記録請求可能) (ー:記録請求不可)											
1. 発生記録請求 (請求者:債務者)	○	○	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー
2. 発生記録請求 (請求者:債権者)	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
3. 譲渡記録請求 (請求者:債権者)	○	○	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	△ (注5)
4. 分割記録請求 (請求者:債権者)	○	○	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー
5. 保証記録請求(単独保証) (請求者:債権者)	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	△ (注5)
6. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合)(注1) (請求者:債権者)	○	○	○	○	○	ー	ー	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
	○ (注7)	ー	ー	ー	ー	ー	ー	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
7. 変更記録請求 (1)住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
(2)債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態 (譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法(注4)	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者:債務者、債権者)	○	○	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー
②利害関係者が3名以上いる状態 (譲渡や保証がおこなわれた後) (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー

(注1)口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。

(注2)「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。

(注3)「ー」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。

(注4)オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。

(注5)支払等記録がおこなわれていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。

(注6)債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録がおこなわれるのは支払期日の3銀行営業日後)。

(注7)支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。)

(注8)債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録がおこなわれていない場合に限り可。

「くはまぎん」電子債権サービス利用規定

第1章 利用契約

第1条【目的】

「くはまぎん」電子債権サービス利用規定（以下、「本利用規定」といいます）は「くはまぎん」電子債権サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用者が株式会社 横浜銀行（以下「当行」といいます）の提供する本サービスを利用するにあたり、利用者および当行との間で、必要となる事項を定めることを目的とします。

第2条【サービスの定義】

本サービスは、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」といいます）と当行との業務委託契約に基づき、電子記録債権に関して「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程（以下、「でんさいネット業務規程」といいます）」および「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則（以下、「でんさいネット業務規程細則」といいます）」（以下、総称して「でんさいネット業務規程等」といいます）に定めるサービス（ただし、本利用規定により当行が提供しない旨を定めたサービスを除きます）ならびに「でんさいネット」を記録機関とする電子記録債権の割引、譲渡担保を利用することができるサービスです。

第3条【記録機関への利用者の登録】

本サービスの利用にあたっては、「でんさいネット業務規程等」に従い、当行を通じて、「でんさいネット」に利用者としての登録をおこなうこととします。

第4条【利用者要件等】

利用者は、本条各号に定めるすべての要件を満たしていることを要します。

- ①「でんさいネット業務規程等」に定める利用契約の締結要件のすべてを満たす者
- ②法人インターネットバンキングサービス「くはまぎん」ビジネスサポートダイレクト 照会・振込サービス（以下、「BSダイレクト」といいます）」の契約者
- ③当行が本利用規定第6条第1項および第36条に定める当行所定の審査をおこない、利用を認めた者

第5条【利用申し込み・受付】

- (1) 本サービスの新規申し込み、本利用規定第16条に規定する「利用者区分」の変更および解約にあたっては、当行所定の「くはまぎん」電子債権サービス利用申込書（兼預金口座振替依頼書）（以下、「利用申込書」といいます）およびその他の申し込みに必要な書類（以下、総称して、「申込書類等」といいます）を提出することとします。
- (2) 当行は、受付した申込書類等に記載された情報について、「でんさいネット業務規程等」に基づき、「でんさいネット」に取り次ぎします。

第6条【審査結果の通知】

- (1) 「でんさいネット」および当行は、利用申込書の記載内容に基づき、「でんさいネット業務規程等」ならびに当行所定の審査基準により、本サービスの利用についての審査をおこない、その結果を当行から当行所定の方法により通知することとします。
- (2) 当行は、審査の結果、本サービスの利用を承諾した場合には、「でんさいネット」への利用者登録後、利用者に対し、すみやかに「くはまぎん」電子債権サービス利用者登録通知書（以下「通知書」といいます）を送付し、利用者番号等の本サービスの利用に必要な事項を通知することとします。

第7条【通知書の確認・保管】

利用者は本サービスを利用する前に「でんさいネット業務規程等」に定める通知事項について、通知書および利用申込書（利用者控え）により確認することとし、本サービスの利用期間中において利用者は通知書を利用申込書（利用者控え）とともに厳重に保管することとします。

第8条【付帯契約の締結】

当行が本利用規定第35条に定める融資利用を承諾する場合は、通知書の送付に先立ち、融資利用を承諾する旨を連絡しますので、利用者は「銀行取引約定書」等、融資取引に必要な当行所定の書類（以下、「融資関連書類」といいます）を提出することとします。当行は融資関連書類に不備がないことを確認後、通知書を送付します。

第9条【届出印】

本条各号に該当する場合を除き、申込書類等には、本サービスにおける電子記録債権の決済口座（以下「決済口座」といいます）の届出印を使用することとし、本サービスの取引店あてに提出することとします。

- ①当行に提出した「銀行取引約定書」の届出印を使用する場合
- ②印鑑証明書を添付のうえ、実印を使用する場合
- ③本サービスの利用にあたり、当行所定の印鑑届を当行に提出し、当該届出印を使用する場合

第10条【適用規定】

本サービスの利用にあたっては、本利用規定のほか、「でんさいネット業務規程等」および「〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト利用規定」の各条項が適用されます。なお、本利用規定の各条項が「〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト利用規定」の各条項に抵触する場合は、本利用規定の定めが優先されることとします。

第11条【他の記録機関との関係】

- (1)「でんさいネット」以外の電子債権記録機関のうち、「でんさいネット」との間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関を提携記録機関といいます。
- (2)提携記録機関の電子債権記録について、その電子記録をおこなう電子債権記録機関を「でんさいネット」に変更記録する記録を「特定記録機関変更記録」といいます。
- (3)提携記録機関の電子記録債権を特定記録機関変更記録により「でんさいネット」に移動することで、「でんさいネット」でお取り扱いすることができます。なお、「でんさいネット」の電子記録債権は、他の電子債権記録機関に移動することはできません。

第12条【記録請求・開示請求】

- (1) 利用者が「でんさいネット」に対し、電子記録の請求または開示請求をする場合は、「でんさいネット業務規程等」または本利用規定により、金融機関窓口でのみ受付可能としている場合を除き、利用者自らが占有・管理するパーソナルコンピュータ等の端末機（以下、「パソコン」といいます）を用い、BSダイレクトを利用しておこなうこととします。利用者自らが占有・管理するパソコンを用いておこなわなかったことにより、利用者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 特定記録機関変更記録の請求は、利用者が提携記録機関におこなうこととします。
- (3) 「でんさいネット業務規程等」または本利用規定により、金融機関窓口でのみ受付可能としている場合は、当行または「でんさいネット」所定の書面を当行に提出することとします。なお、利用者は記録請求または開示請求の受付に際して、当行がその事務処理をおこなうのに合理的な範囲で指定した期間を要することに同意することとします。ただし、「でんさいネット業務規程等」に事務処理期間の定めがある場合には、「でんさいネット業務規程等」に従うこととします。

第13条【サービス提供時間等】

- (1) BSダイレクトによる本サービスの利用可能日、利用可能時間および照会受付時間は、「でんさいネット業務規程等」に定める業務時間（以下、「コアタイム」といいます）を含んだ当行が所定する日および時間帯とします。当行が所定する日および時間帯は、当行ウェブサイトに掲載する等、当行所定の方法で通知します。
- (2) 前項にかかわらず、本利用規定第41条に定める代行登録依頼のほか、「でんさいネット業務規程等」または本利用規定により、金融機関窓口でのみ受付可能としているサービスは、当行窓口の営業時間に受付します。
- (3) 本条第1項に規定する利用可能日、利用可能時間および照会受付時間は、当行の都合によりいつでも変更できることとし、変更にあたっては、事前に当行ウェブサイトに掲載する等の当行所定の方法で通知します。なお、変更後の利用可能日・利用可能時間はコアタイムを含んだものとします。
- (4) 当行の責によらないインターネット等の通信経路での障害、工事または保守等の止むを得ない事由により、取扱時間中であっても利用者に予告することなく、本サービスの取り扱いを一時停止または中止することがあります。
- (5) 前項による本サービスの一時停止または中止および照会受付時間以外の時間帯に照会ができなかったことにより、万一、利用者および利害関係人に損害が発生したとしても、当行は賠償責任を負いません。

第14条【決済口座の指定】

- (1) 利用者は、本サービスの利用にあたって、決済口座を指定することとします。決済口座は本サービスの取引店に開設した利用者と同一名義の当座預金もしくは普通預金（決済用普通預金を含む。ただし、総合口座として利用する普通預金を除く。以下同様）とします。
- (2) 本サービスの利用にあたり、利用者が最初に指定する決済口座は、BSダイレクトの契約口座とします。また、複数の取引店の預金口座を決済口座とする場合は、別途、利用申込書を提出することとします。

第15条【手数料引落口座の指定】

利用者は、本利用規定第58条に定める方法により通知する取扱手数料の引落口座（以下、「手数料引落口座」といいます）を指定することとし、手数料引落口座は、利用者と同一名義の当座預金もしくは普通預金とします。

第16条【利用者区分】

当行は、本利用規定第2条に定めるサービスについて、下表の区分（以下、「利用者区分」といいます）を設け、利用者区分に応じたサービスを提供します。なお、本利用規定において、下表の債権者利用のうち、割引、譲渡担保の利用者区分を総称して、「融資利用」といいます。

利用者区分		内 容
債務者利用		①電子記録債権の発生記録について、電子記録債務者となることができる ②電子記録債権について譲渡をともなわない保証記録請求により、保証人となることができる
債権者利用	一 般	電子記録債権の受け取りおよび譲渡記録請求、分割記録請求等ができる
	融 資 利 用	割 引
	融 資 利 用	譲渡担保
		上記「一般」に加え第三者が利用者あてに発生させた当行を窓口金融機関とする電子記録債権を割引申し込みができる
		上記「一般」に加え第三者が利用者あてに発生させた当行を窓口金融機関とする電子記録債権を、当行からの融資を受ける目的で、譲渡担保とする申し込みができる

第17条【利用者区分の指定・変更】

(1) 利用者区分の指定

利用者は、利用申込書により希望する利用者区分を指定することとします。当行はそれぞれの利用者区分に応じて所定の審査をおこなったうえで、適当と判断した利用者区分につきサービスを提供します。なお、債権者利用一般は必ず指定することとします。

(2) 利用者区分の変更

利用者区分の変更(追加、削除を含む)を希望する利用者は、当行所定の申込書類等に変更後の「利用者区分」を記載し、提出します。当行は前項と同様、当行所定の審査をおこなったうえで、適当と判断した場合にサービスの追加、変更をおこないます。なお、債権者利用一般の指定を削除することはできません。

第18条【利用限定特約】

(1) 債権者利用限定特約

利用者は、債務者利用の指定をせずに債権者利用に限定した契約(以下、「債権者利用限定特約」といいます)の申し込みができます。

(2) 保証利用限定特約

利用者は、原則として譲渡記録請求に伴わない保証記録請求(以下「譲渡保証以外の保証記録請求」といいます)による保証人としての利用に限定した契約の申し込みはできません。単独の保証記録請求により電子記録債権の保証人として利用を希望する場合は、債務者利用による契約の申し込みが必要となります。

第19条【信託財産の受託者としての利用】

利用者または利用者になろうとする者が信託財産の受託者として、本サービスを利用するにあたっては、以下の要件をすべて満たしていることを要します。

- ①信託業法に基づく信託業の免許または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく認可を受けていること
- ②当行所定の方法により、信託の利用申し込みをおこなっていること
- ③利用にあたり、「でんさいネット」ならびに当行の承認を受けていること

第2章 記録請求等

第20条【記録請求等の取扱】

(1) 本利用規定第2章に定める記録請求・開示請求の請求方法、電子記録の登録事項・開示事項等については、本利用規定のほか、「でんさいネット業務規程等」によることとします。

(2) 記録請求、開示請求をおこなった利用者は、本利用規定第58条および第59条の規定に基づき、当行所定の取扱手数料を支払うこととします。

第21条【記録請求の受付期間】

(1) 当日付の記録請求は、当行所定のサービス提供日における当行所定の時刻までとします。ただし、融資利用に関する受付期間については、本利用規定第35条第2項の定めによることとします。

(2) 発生記録、譲渡記録、分割記録については、当日付の記録請求のほか、記録請求の日からその1か月後の応当日までの期間の日付を指定した予約による記録請求を可能とします。なお、予約による記録請求は、当行所定のサービス提供日におけるすべての時間帯で取扱を可能とします。

(3) 特定記録機関変更記録の請求には、提携記録機関の定めによるものとする。

(4) 当行および「でんさいネット」の休業日を記録日とする電子記録の請求は、予約による記録請求の場合を除き、受け付けすることはできません。

第22条【発生記録請求】

(1) 発生記録請求の方式

①債務者請求方式

本サービスでは、債務者が「でんさいネット」に対して記録請求をおこなう「債務者請求方式」を基本とします。

②債権者請求方式

債権者が「でんさいネット」に対して記録請求をおこない、債務者が承諾することで電子記録債権が発生する「債権者請求方式」を利用する場合は、窓口で申し込んでください。

なお、債権者と債務者の双方が債権者請求方式を利用している場合に、債権者請求方式による発生記録請求ができます。

(2) 発生記録請求の撤回

①債務者請求方式の場合

債務者は、発生記録請求を撤回することはできません。

ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日の前日（電子記録指定日の前日が当行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）まで、債権者による譲渡の予約等、他の記録請求がなされた場合を除き、記録請求者による予約の撤回を可能とします。

②債権者請求方式の場合

債権者は、発生記録請求を撤回することはできません。

ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日の前日（電子記録指定日の前日が当行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）まで、すでに債務者が発生に承諾、または否認した場合を除き、記録請求者による予約の撤回を可能とします。

(3) 発生記録に異議がある場合

①債務者請求方式の場合

発生記録日から「でんさいネット業務規程等」に定める期間内は、債権者が変更記録請求により当該記録請求を削除できるとします。

なお、当該記録における利害関係人は、当該記録を削除できることについて、同意したものとして取り扱います。

②債権者請求方式の場合

債務者が記録請求日から「でんさいネット業務規程等」に定める期間内に否認した場合、または回答しなかった場合、当該電子債権は発生しないものとします。

(4) 予約による発生記録請求の撤回

①債務者請求方式の場合

当該記録請求について、債権者がすでに譲渡記録の予約等、その他の記録請求をしている場合を除き、電子記録指定日の前日（電子記録指定日の前日が当行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）まで、記録請求者が単独で予約を撤回できることとします。

②債権者請求方式の場合

当該記録請求について、すでに債務者が発生に承諾、または否認した場合を除き、電子記録指定日の前日（電子記録指定日の前日が当行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）まで、記録請求者が単独で予約を撤回できることとします。

第23条【譲渡記録請求・分割記録請求】

(1) 分割記録請求は譲渡記録請求とあわせておこなうこととします（以下、本条において、譲渡記録請求には分割記録請求を含むこととします）。

(2) 譲渡記録請求は、譲受人を債権者、譲渡人を保証人とする保証記録請求とあわせておこなうこととし、当行は、保証記録がともなわない譲渡記録請求は取り扱いません。

(3) 予約により発生記録請求がなされた電子記録債権については、電子記録指定日が到来するまで、当行は、譲渡記録請求の予約を取り扱いません。

(4) 当行あての譲渡記録請求については、融資利用の手続きによることとし、当行を譲受人とした直接の譲渡記録請求（以下、「直接譲渡請求」といいます）は受け付けません。

(5) 譲渡人は譲渡記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合、当該記録請求について、譲受人がすでに譲渡記録の予約等、その他の記録請求をしている場合を除き、電子記録指定日の前日（電子記録指定日の前日が当行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）までは、譲渡人が単独で予約の撤回ができることとします。

第24条【支払等記録】

支払等記録は「でんさいネット業務規程等」に定める利用者が本利用規定第51条に定める記録請求を「でんさいネット」におこなった場合、および本利用規定第44条に定める口座間送金決済をおこなった場合に「でんさいネット業務規程等」に定める期間経過後におこなうこととします。

第25条【信託の電子記録】

- (1) 信託の電子記録の請求がなされた場合、信託の記録請求に関する事項については、以下の各項に規定するほか「でんさいネット業務規程等」に従うこととします。
- (2) 利用者は、信託財産として電子記録債権を発生させる場合は、信託財産の受託者（以下、「受託者」といいます。受託者には参加金融機関である信託銀行もしくは信託業免許を取得している普通銀行を含みます。）を債権者とした発生記録請求をおこなうこととし、当行は当該発生記録請求と同時に受託者から信託の記録請求がなされたこととして取り扱います。
- (3) 利用者は、自らの電子記録債権を信託財産とするため、受託者を譲受人とした譲渡記録請求をおこなうこととします。当行は当該譲渡記録請求と同時に受託者から信託の記録請求がなされたこととして取り扱います。
- (4) 信託の電子記録がされている電子記録債権について、受託者を譲渡人とする譲渡記録請求がおこなわれた場合、また、受託者を支払等を受けた者とする支払等記録の請求がおこなわれた場合、当行は当該記録請求と同時に受託者から信託の電子記録を削除する旨の変更記録請求がなされたこととして取り扱います。
- (5) 当行を窓口金融機関とする受託者の信託財産に属する電子記録債権が固有財産に属することとなった場合、「でんさいネット業務規程等」に従い当行が受託者より受付した事項等について、当行による契約内容および受付内容の正当性等の確認は要しないこととし、受託者または受益者（信託管理人を含む）に事故・損害等が生じたとしても、当行はいっさい責を負わないこととします。

第26条【保証記録請求】

- (1) 電子記録債権に係る債務を保証するために、保証の対象となる電子記録債権の債権者が保証人になろうとする者に対して保証記録を請求する「譲渡保証以外の保証記録請求」の取扱ができます。
- (2) 保証記録請求の通知を受理した保証人になろうとする者は、「でんさいネット業務規程等」に定める期間内に承諾または否認の通知を「でんさいネット」に対しておこなうこととします。この通知が「でんさいネット業務規程等」に定める期間内になかった場合は、「でんさいネット」は否認の通知を受理したものとして取り扱います。なお、債権者は債務者利用の契約がある者（当行以外の参加金融機関の利用者を含む）を保証人として指定することができます。
- (3) 債権者は保証記録請求を撤回することはできません。

第27条【特別求償権】

特別求償権は、支払等記録において、支払等をした者に保証記録に記録された保証人が記録されることにより発生します。電子記録保証債務の弁済にかかる支払等記録は、主たる債務全額を弁済した場合に限り、認めることとします。

なお、当行は当事者間における弁済の有無の事実関係は確認せずに支払等記録の請求を受付するので、当該記録に関する債権債務の存在については、当行は責任を負いません。

第28条【変更記録請求】

- (1) 「でんさいネット業務規程細則」第23条第4項に定める変更記録請求は、利用者がBSダイレクトを利用しておこなうこととします。
- (2) 前項に該当しない変更記録請求については、利用者は利害関係人全員の同意を得たうえで、当行所定の日時まで取引店窓口にて当行所定の依頼書を提出することによりおこなうこととします。
- (3) 当行は「でんさいネット」での変更記録完了後は変更記録内容を当行所定の方法で請求者に通知します。また、変更記録請求の内容が記録の制限に抵触する等の理由により、変更記録請求をおこなうことができなかった場合にはその旨を通知します。

第29条【特定記録機関変更記録】

特定記録機関変更記録の請求は、変更記録前債権の債権者が、「でんさいネット業務規程等」および提携記録機関の定める方法により、提携記録機関に対しておこないます。「でんさいネット」は提携記録機関から特定記録機関変更記録の請求にかかる通知を受け、特定記録機関変更記録を記録します。

第30条【強制執行等にもなう電子記録】

- (1) 「でんさいネット」は「でんさいネット業務規程等」に定める「強制執行等」が、利用者の電子記録債権に対しておこなわれた場合、遅滞なく、強制執行等の電子記録をおこないます。
- (2) 前項の電子記録がなされた後は、法令または「でんさいネット業務規程等」に特段の定めのない限り、前項の電子記録に反する電子記録および「でんさいネット業務規程等」に規定する口座間送金決済は中止できることとします。

第31条【指定許可機能】

- (1) 利用者は「許可先」として指定した利用者に対してのみ発生記録請求、譲渡記録請求（譲渡記録とあわせておこなう保証記録請求を含む）の権限を付与する機能、譲渡保証以外の保証記録請求をすることができる者を制限する機能（以下、「指定許可機能」といいます）を利用することができます。
- (2) 指定許可機能の利用にあたっては、申込書類等にその旨を記載し、当行に提出したうえで、利用者がBSダイレクトにて「許可先」の登録をおこなうこととします。

第32条【開示請求】

- (1) 開示請求および請求結果の確認は、利用者自らBSダイレクトによりおこなうこととします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、「でんさいネット業務規程等」に規定する特例開示、電子記録債権に係る記録事項の全部開示（ただし、譲渡記録は最新の記録のみを開示する）、残高証明書の請求は、取引店窓口でのみ受け付けます。なお、利用者は、特例開示請求の受付後に「でんさいネット」等より別途資料提出を求められた場合等は速やかにその指示に従うこととし、相当期間が経過しても資料の提出がない場合には、特例開示請求を取り下げたものとみなします。
- (3) 本サービスを解約もしくは解除された利用者（当行を窓口金融機関としていた者に限ります）（以下、「元利用者」といいます）からの開示請求は、開示請求種類に関らず、利用していた取引店窓口でのみ受け付けます。
- (4) 当行は開示請求の理由を確認せずに請求を受付するので、開示請求により、万一、利用者（元利用者含む）ならびに当該電子記録債権の利害関係人等につき損害、係争等が生じたとしても、当行はいっさい責任を負いません。
- (5) 当行は、利用者または元利用者が取引店窓口でおこなった開示請求の結果を書面により通知します。また、利用者または元利用者は、取引店窓口での開示請求にあたっては、取引店窓口に当行所定の依頼書を提出することとし、依頼の都度、当行所定の取扱手数料を支払うこととします。

第33条【記録の訂正・回復】

- (1) 利用者は、利用者の請求に係る電子記録について「でんさいネット業務規程細則」第36条第1項に規定する事由があることを知った場合、直ちに当行に届け出ることとします。
- (2) 利用者に係る電子記録について訂正・回復すべき事由が判明し、当該電子記録について利用者以外に利害関係人がいる場合は、当該電子記録の訂正または回復に当該利害関係人の同意を要します。
- (3) 前項に関して、利害関係人より印鑑証明書等の本人確認書類とともに当行所定の書類の提出を受けることにより、当行は当該利害関係人の同意を確認することとします。
- (4) 電子記録の訂正または回復にあたり、利用者は、前項の利害関係人にかかる書類の取りまとめ、および当行ならびに「でんさいネット」がおこなう調査等に対して誠実かつ全面的に協力することとします。

第34条【一括記録請求】

利用者は、BSダイレクトを利用して、発生記録・譲渡記録・分割記録について「でんさいネット」が定める標準フォーマットにより請求ファイルを作成し、記録請求の種類ごとに複数の請求を一括して、「でんさいネット」に送信できる機能（以下、「一括記録請求」といいます）を利用することができます。ただし、「でんさいネット」へ送信したデータは一括して取り消すことはできません。

なお、一括記録請求の状態が以下の場合に限り一括して取り消すことができます。

- ・取消対象のすべてが予約中で、記録予定日を迎えていない。
- ・相手方の諾否を要する請求の場合、相手方が諾否回答前である。
- ・その他、でんさいネットが取消を許容する条件である。

第3章 融資利用

第35条【融資申し込み】

- (1) 利用者が、電子記録債権の割引および譲渡担保提供の申し込み（以下、総称して、「融資申し込み」といいます）をおこなう場合、書面による申込書等の提出は不要とします。利用者は、BSダイレクトを利用して融資申し込みをおこなうこととし、当行はBSダイレクトにより送信された情報をもって、融資申し込みの内容とし、融資申し込みの意思表示があったものとして取り扱います。
- (2) 利用者は、当行所定の期間の範囲内で、融資希望日前の当行所定の時刻までに融資申し込みをおこなうこととします。
- (3) 当行は、以下の各号に該当する電子記録債権については、融資申し込みの受付はおこなわないこととします。
 - ① 割引予定日または譲渡担保提供予定日から支払期日までの日数が、審査期間を考慮したうえで、「でんさいネット業務規程等」に定める譲渡記録請求可能日数に満たない電子記録債権。
 - ② 当行以外の金融機関を窓口金融機関とする電子記録債権。
 - ③ 強制執行等の記録があり、当行への譲渡ができない電子記録債権。

第36条【審査】

- (1) 当行は、融資申し込みを受ける都度、当行所定の審査をおこないます。審査の結果、当該申し込みをお断りする場合があります。審査結果については当行所定の方法により、その都度通知します。
- (2) 利用者は、当行での審査の状況、その他のやむを得ない事情等により、希望日に融資されないことがあることにつき、同意することとします。融資が遅延、または融資がされなかったことにより、利用者および第三者に損害等が生じて、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 利用者は、融資申し込み後、当行の同意を得ずに融資申し込み対象債権の譲渡、債権額の変更およびその他の記録請求をしないこととします。当行が融資申し込みを承認した場合、利用者は、当該電子記録債権を当行に譲渡し、また当該債権を保証することとし、当行への譲渡記録および保証記録の請求に係る手続きを当行に委任することとします。

第37条【買戻・担保解除】

割引した電子記録債権の利用者による買戻、譲渡担保を解除する際は、銀行取引約定書その他利用者と当行との間で定めた約定にしたがうこととします。また、利用者に譲渡できない場合は、特段の事情があると当行が認めた場合を除き、買戻および譲渡担保解除の依頼を受付しません。

第4章 取引方法

第38条【本人認証・パスワード管理等】

- (1) 本サービス利用時の本人認証はBSダイレクト所定の方法によりおこないます。また、権限者による各種取引内容を承認する際の「承認パスワード」は、当行所定の登録基準に基づき設定することとします。承認パスワードの有効期限は当行が定める期間とし、有効期限を経過した場合、または、当行が任意に定める回数連続して承認パスワードを誤入力した場合は、本サービスの利用を停止します。この場合の利用停止の解除については、当行所定の手続きによることとします。
- (2) 利用者は、「ログインID」「ログインパスワード」「承認パスワード」(以下、「ID・パスワード」といいます)の管理・利用について、すべての責任を持つこととし、理由のいかんを問わず第三者に開示または使用させることを禁止します。また、利用者は盗用・不正使用等の防止措置を講じる義務を負うこととします。
- (3) 当行は、利用者がおこなった本サービスに係る各種取引を、当行所定の方法により権限者が入力した「ID・パスワード」の事前登録内容との一致をもって真正な取引と認め、受け付けし、取り扱います。
- (4) 本サービスに係る当行への各種届出書類、依頼書類等について、その署名・印影が利用申込書の署名および本利用規定第9条に基づき届け出した印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めた際は、本人からの申し出として、当行は受け付けし、取り扱います。
- (5) 「ID・パスワード」が第三者に知られた場合、またはそのおそれのある場合、利用者は、当行所定の時間内に取引店または当行ウェブサイトに記載する照会先あてに電話により届け出たうえで、当行所定の書面により、利用停止、変更等の手続きをおこなうこととします。この手続きが完了する前に利用者および第三者に生じた損害については、当行はいつさいの責任を負いません。
- (6) 当行が本条第3項および第4項の規定のとおり取り扱った場合には「ID・パスワード」または書類、印章等につき、万一、盗用・不正使用または偽造・変造その他の事故があっても、そのために利用者には生じた損害について、当行は賠償責任を負わないこととします。

第39条【依頼内容の確定】

- (1) 本サービスにかかる取引の依頼は、利用者が当行所定のデータ受付時限までに、取引に必要な所定の事項を当行の指定する方法により、当行または「でんさいネット」に伝送することによりおこなうこととします。
- (2) 当行または「でんさいネット」が伝送を受けた依頼データに瑕疵があった場合、当行の判断により手続きを変更、遅延または中止する場合があります。これに起因して利用者には生じた損害について、当行はいつさいの責任を負いません。

第40条【取引内容の通知・確認等】

- (1) 本利用規定第12条(ただし、本利用規定第41条および第42条に掲げる代行登録による記録請求に関しては、本利用規定第43条の規定によることとする)および官公署の嘱託にともなう記録請求を当行が正常に受付した場合は、あらかじめ利用者が届け出たメールアドレスあてに受付番号等を記載した受付メールを送信します。当行の責によらない機器故障、通信障害、利用者の届出相違等の事由で受付メールに未着・延着が生じた場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 当行および「でんさいネット」は、前項の通知を当行所定の方法によりおこなった場合は、当該通知の遅延または不達により、利用者および利害関係人に生じた損害について、当行および「でんさいネット」に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないこととします。
- (3) 利用者は電子メールの有無および取引内容の確認・照合を速やかにおこなうこととします。なお、通信機器・回線・パソコン等の障害や誤動作等により取扱が中断したと判断される場合等で取引の成立が確認できない場合は、直ちに当行に取引内容を問い合わせることとします。
- (4) 前項に基づく確認・照合の結果、取引内容の相違が判明し、相違が利用者起因する場合は、利用者において、変更記録請求等の必要措置をおこなうこととします。また、相違が利用者起因しない場合は、取引店に記録内容の訂正・回復依頼をおこなうこととします。
- (5) 利用者は、利用者を被請求者とする記録請求通知について、本条第3項に基づく、確認・照合により「でんさいネット業務規程等」に定める期間内に承諾の可否を回答することとします。
- (6) 利用者の過失の有無にかかわらず、本条第3項の規定による確認・照合、当行への問い合わせ、変更記録請求等の必要な措置を怠ったことに起因して、利用者には事故・紛議・損害等が生じたとしても、当行に故意または重過失がない限り、当行は責任を負わないこととします。
- (7) その他の取引内容の通知、確認等は「でんさいネット業務規程等」に従うものとします。

第41条【代行登録の受付】

- (1) 当行の責に帰すべき事由により、BSダイレクトにより本サービスの利用ができず、かつ緊急を要する場合は、当行所定の書面を取引店窓口等に提出することにより、本利用規定第42条の規定に基づき、当行が利用者に代わって記録請求等の取扱い操作（以下「代行登録」といいます）をおこないます。
- (2) 利用者のパソコン、通信機器障害等により、BSダイレクトにより本サービスを利用できず、かつ緊急を要する場合には、当行が事務処理可能と判断した場合に限り、利用者からの申し出により、代行登録をおこないます。本項の規定に基づき、代行登録をおこなう場合には、利用者は当行所定の手数料を支払うこととします。
- (3) 代行登録の利用にあたっては、利用者は、記録請求または開示請求の受付に際して、当行がその事務処理をおこなうのに合理的な範囲で指定した期間を要することを承諾することとし、当行が善良なる管理者としての注意をもって処理したうへは、これにより損害が生じることがあっても、当行は責任を負わないこととします。

第42条【代行登録の対象】

- (1) 当行は本項の各号について代行依頼を受け付けることとします。ただし、一括記録請求については受付対象外とします。
 - ① 割引の申し込み、譲渡担保の申し込み
 - ② 発生記録請求等の各種記録請求
 - ③ 依頼者が受けた記録請求通知に対する承諾または不承諾の回答
- (2) 当行は前項に関らず、本項の各号に該当する場合は代行依頼をお断りできることとします。なお、本項の規定により、当行がお断りしたことに起因して、万一、依頼者において事故・紛議・損害等が生じたとしても当行はいつい責任を負わないこととします。
 - ① 代行登録依頼件数および処理完了時限等により、当行が処理できないと判断した場合
 - ② 依頼内容が「でんさいネット業務規程等」に定める制限に抵触する場合
 - ③ その他お断りするにあたり正当な事由等がある場合

第43条【代行登録結果の通知】

- (1) 代行登録結果は、当行所定の方法で速やかに利用者に通知します。
- (2) 利用者は通知を受け次第、代行登録結果を確認することとし、万一処理結果が依頼内容と相違していた場合は、直ちに当行に申し出るとともに、当行と協議のうえ必要な措置を講じることとします。利用者の過失の有無にかかわらず、利用者が上記申し出をおこなわなかったことにより、万一利用者において事故・紛議・損害等が生じたとしても当行はいつい責任を負わないこととします。

第5章 資金決済・支払不能・異議申立

第44条【電子記録債権の決済（債務者側）】

- (1) 電子記録債権の決済は、本利用規定第50条に定める決済をおこなった場合等、特段の事情がある場合を除き、支払期日に、「でんさいネット業務規程等」に規定する口座間送金決済の方式によりおこなうこととします。
- (2) 当行は「でんさいネット業務規程等」に従い、「でんさいネット」から提供される決済情報に基づき口座間送金決済に係る処理をおこなうこととします。

第45条【決済資金の入金・引落】

- (1) 利用者は、電子記録債権の決済資金を支払期日の当行所定の時刻までに決済口座に入金しておくこととします。なお、支払期日当日に利用者の決済口座の残高が不足している場合は、当行は決済資金の入金確認後に、口座間送金決済をおこなうこととします。
- (2) 電子記録債権の決済にともなう決済口座からの引落方法は、本項第1号によるものとします。

利用者が、本項第2号または第3号の引落方法を希望する場合は、別途申し込みをおこなうこととします。なお、本項第3号の方法を指定し、決済口座が普通預金の場合は、決済口座の普通預金は通帳を発行しない方式でおこなうこととします。

 - ① 発生記録単位：支払期日が同一の電子記録債権が複数ある場合は、債権ごとに引き落とし、電子記録債権が分割記録されていた場合は、分割記録前の債権金額で引き落とす。
 - ② 債務者単位：支払期日が同一の電子記録債権が複数ある場合は、その合計金額で引き落とす。
 - ③ 明細単位：電子記録債権が分割記録されていた場合は、分割記録後の債権金額で引き落とす。
- (3) 決済口座からの引き落としにあたっては、当行の当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出、または小切手の呈示なしに当行所定の方法により取り扱うこととします。
- (4) 債務者による口座間送金決済にもとづく送金手続きの訂正は、債権者の同意の有無にかかわらず認められません。
- (5) 決済口座の残高が1つの電子記録債権の金額に満たない場合において、その一部決済の取扱はおこないません。
- (6) 同一日に複数の電子記録債権の決済または電子記録債権以外の決済がある場合の決済口座からの引き落とし順序、ならびに決済口座からの引き落としが決済金額合計に満たない場合に、そのいずれを決済するかは当行の任意とします。
- (7) 当行は、法令および「でんさいネット業務規程等」に記載がある場合を除き、債務者の資金の準備状況に関する利用者からの照会には応じないこととします。

第46条【支払不能】

(1) 支払不能事由の通知(当行以外の金融機関における支払不能事由の通知を含む)に基づき、当該電子記録債権の支払期日の3銀行営業日後にあたる日に、「でんさいネット」にて支払不能登録が確定した場合、当行は遅滞なく、「でんさいネット」の依頼に基づき、電子記録債権の債務者または債権者に対し、当行所定の方法により、その内容について、通知します。

(2) 当行は、前項の支払不能電子記録債権に係る支払不能情報を、「支払不能通知」または「取引停止通知」により、「でんさいネット業務規程等」に定める参加金融機関あてに通知することとします。

第47条【支払不能事由】

(1) 「でんさいネット」からの決済情報通知にもとづく口座間送金決済の発信電文が債権者の窓口金融機関より返戻された場合等、「でんさいネット業務規程細則」第43条第1項に定める事由(以下、「第0号支払不能事由」といいます)により、電子記録債権の決済ができない場合、支払不能分として当行は「でんさいネット業務規程等」に従い取り扱います。

(2) 「でんさいネット業務規程細則」第43条第2項に定める事由(以下、「第1号支払不能事由」といいます)により、支払期日における当行所定の時刻までに決済口座より引き落としができず、電子記録債権の決済ができない場合、支払不能分として、当行は「でんさいネット業務規程等」に従い取り扱います。

(3) 債務者から「でんさいネット業務規程細則」第43条第3項に定める事由(以下、「第2号支払不能事由」といいます)に該当することの申し出があり、電子記録債権の決済ができない場合には、支払不能分として、当行は「でんさいネット業務規程等」に従い取り扱います。

第48条【電子記録債権の決済(債権者側)】

(1) 債権者による口座間送金決済にもとづく送金手続きの訂正は認められません。

(2) 債務者の窓口金融機関より受信した口座間送金決済電文内容(以下「電文」といいます)に合致する債権者の決済口座が存在しない場合は、本条第3項に規定する場合を除き、債務者の窓口金融機関に確認することなく、決済資金を債務者の窓口金融機関に返却します。

(3) 債権者決済口座と電文の不一致理由が本項各号による場合は、債権者口座に入金します。

① 債権者口座名義の一部欠落等、電文仕様により正当な口座情報が発信されない場合。

② 債権者から決済口座情報変更の届出があり、電文内容と届出内容が一致している場合。

③ 当行の店舗統廃合等に起因して、決済口座の同一性が認められる場合。

(4) 電文について、債務者の窓口金融機関から重複発信等の誤発信に起因する「銀行錯誤による取消依頼」があった場合には、電文の入金記帳を取り消します。

(5) 当行は、本利用規定第58条および第59条の規定に基づき、電子記録債権の決済にともなう取扱手数料を請求できることとします。

第49条【口座間送金決済の停止依頼方法】

(1) 当行は、口座間送金決済の停止依頼は、当行を窓口金融機関とする利用者が当行所定の停止依頼書を取引店窓口を支払期日の前までに提出することにより受け付けることとします。この場合、利用者は当行所定の手数料を支払うこととします。

(2) 利用者の責によらない事情により、やむを得ず、口座間送金決済の停止依頼が支払期日の当日になる場合は、取扱の可否について事前取引店と協議することとします。

(3) 債務者からの口座間送金決済の停止依頼は「でんさいネット業務規程細則」第42条第2項に規定の事由による場合のみ依頼することができます。ただし、当行が依頼事由を確認した結果、規定外事由であることが判明した場合、または確認不能な場合は、当該依頼をお断りする場合があります。この場合、利用者はお断りしたことについて、異議を申し立てないこととします。

(4) 利用者より依頼がなくとも、「でんさいネット」から強制執行等の電子記録をおこなった旨の連絡を受けた場合など、「でんさいネット業務規程等」に規定された停止事由に基づき、口座間送金決済を停止する場合があります。

(5) 停止依頼を当行が受け付けた場合でも、相手参加金融機関の状況、その他の事由等により停止できない場合があります。

第50条【口座間送金決済以外の方法による決済】

電子記録債権を当事者間において、口座間送金決済以外の方法で決済した場合の利用者による支払等記録の請求は、本利用規定第51条の規定に従うこととし、この場合、利用者は、本利用規定第58条および第59条の規定に基づき、当行所定の取扱手数料を支払うこととします。

第51条【利用者による支払等記録】

(1) 支払等記録についても、本利用規定第12条および第13条の記録請求に関する規定を適用することとします。

(2) 利用者による支払等記録請求は、債権者によるほか、弁済者(債務者、電子記録保証人または民事上の保証人等の第三者である利用者)からおこなうものとし、弁済者からの請求については債権者の承諾を得るものとします。なお、「でんさいネット業務規程等」に定める期間内に債権者が承諾の通知をおこなわなかった場合は、承諾しないものとして取り扱います。

(3) 利用者による支払等記録請求を受け付けるにあたり、当行は弁済の事実を確認する義務は負わないこととします。

(4) 支払期日前に債務者以外の利用者(電子記録保証人または民事上の保証人等の第三者である利用者)による弁済は、債務者に関して破産手続き等の倒産手続きの開始が決定した場合もしくはその他当行が認めた場合に限りおこなうことができることとします。

(5) 支払期日前における支払等記録請求は、債務者または債務者以外の利用者による全額弁済後に本条第2項によりおこなうものとし、なお、債務者以外の利用者による支払等記録請求は当行所定の方法でおこなうこととします。

(6) 支払期日後における支払等記録請求は、本条第2項により次の各号の弁済後におこなうものとし、

①債務者からの一部弁済または全額弁済

②債務者以外の利用者による全額弁済

(7) 強制執行等の記録がなされた電子記録債権にかかる支払等記録の請求は、当行所定の方法でおこなうこととします。

その場合に、利用者は当行所定の書類に当該支払が差押債権者に対抗できることを証する書類等を添付し当行に提出することとします。

(8) 当事者間における決済の実施の有無にかかわらず、「でんさいネット業務規程等」に規定する記録請求の制限期間内は支払等記録請求を受け付けませんこととします。当該期間に決済をおこなった場合は、本利用規定第47条に規定する口座間送金決済の停止依頼をおこなう等、当事者間で必要な措置をおこなうこととします。

第52条【異議申立て】

(1) 債務者は、本条第2項の場合を除き、支払期日の前日（支払期日の前日が当行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）までに所定の異議申立書を取引店に提出することにより、第2号支払不能事由（不正作出を除く）に対する異議申立をすることができます。

(2) やむを得ず、異議申立書の提出が支払期日の当日になる場合には、取扱の可否を事前取引店と協議することとします。

(3) 異議申立てに際して、対象となる電子記録債権の債権金額相当額を異議申立預託金として、支払期日における当行所定の時刻までに取引店に預託することとします。異議申立預託金は「でんさいネット業務規程」第48条により、「でんさいネット」からの返還許可があるまで払い戻ししません。

(4) 債務者が前項に従って、異議申立預託金の預託ができない場合、「でんさいネット」は、支払不能処分の対象として取り扱いします。

(5) 異議申立にともない、当該電子記録債権の異議申立登録が「でんさいネット」にておこなわれた場合は、当行は遅滞なく、「でんさいネット」の依頼に基づき、当該電子記録債権の債務者へその内容について、当行所定の方法により通知することとします。当行が当行以外の金融機関経由の異議申立にともなう当該電子記録債権の債権者の窓口金融機関である場合も同様とします。

第53条【異議申立て（不正作出）】

(1) 債務者は、支払期日の前日（支払期日の前日が当行のサービス提供日でない場合は、直前のサービス提供日）までに所定の異議申立書（特例扱い）を取引店に提出することにより、第2号支払不能事由（不正作出）に対する異議申立ならびに異議申立預託金の預託を免除するよう申し出ることができます。ただし、当行にて口座間送金決済が未済の場合、当行が認めたときは、支払期日当日に異議申立を受け付けることができることとします。

(2) 当行ならびに「でんさいネット」は前項の申出内容について調査をおこなうこととします。調査に際し必要資料の提出等の各種要請に対して債務者は協力する義務を負うこととします。

(3) 調査の結果、異議申立預託金の預託免除が否決された場合、最終調査日から2銀行営業日後の当行所定の時刻までに異議申立預託金を取引店に預託することとします。異議申立預託金の返還については前条第3項と同様とします。

(4) 前項による異議申立預託金の預託ができない場合、前条第4項と同様とします。

第54条【内部調査・でんさい事故調査会】

(1) 前条第2項により、当行または「でんさいネット」が内部調査をおこなった結果、いずれかに不正作出の原因がある場合には、当行から「でんさいネット」へ電子記録の訂正の依頼をおこなうか、または「でんさいネット」が利害関係人の承諾を得て、電子記録の訂正をおこなうこととします。

(2) 前条第2項により、当行および「でんさいネット」が内部調査をおこなった結果、いずれにも不正作出の原因がない場合には、でんさい事故調査会を「でんさいネット」にて開催し、かかる調査結果が正しいかを、改めて調査をおこないます。

第55条【異議申立の取下および異議申立預託金の返還】

(1) 利用者は「でんさいネット業務規程等」で定めるところにより、「でんさいネット」に対し、異議申立預託金の返還許可の請求ができます。

①「でんさいネット業務規程等」で定める異議申立の手続きを取り下げる事由が発生した場合

②「でんさいネット業務規程等」で定める異議申立預託金の返還許可の請求ができる者であること

(2) 利用者は前項の請求をする場合、当行所定の書面（異議申立取下届兼異議申立預託金返還許可請求書）を「でんさいネット業務規程等」に定める添付書類とともに当行に提出することとします。

(3) 前2項の規定に基づき、「でんさいネット」にて、異議申立預託金の返還許可があった場合、当行は遅滞なく、「でんさいネット」の依頼に基づき、当該電子記録債権の債務者へ当行所定の方法により、その内容を通知し、異議申立預託金を債務者の決済口座へ入金します。ただし、本条第1項の異議申立預託金の返還許可の請求ができる者が、当該電子記録債権の債権者である場合は、債権者に対して、異議申立預託金の返還が許可された旨を当行所定の方法により通知します。

第56条【支払不能処分調査の請求】

- (1) 支払不能電子記録債権の債権者は、「でんさいネット業務規程等」の要件を満たしている場合、支払不能調査請求をおこなうことができます。
- (2) 当該債権者は、第1項の支払不能調査請求を請求する場合、当行所定の書面(支払不能処分調査請求書)により請求することとします。なお、請求にあたっては、「でんさいネット業務規程等」に定める添付書類を当行に提出することとします。
- (3) 支払不能処分調査を請求する場合、本条に定めのない手続きについては、「でんさいネット業務規程等」によることとします。

第57条【不正作出の場合の支払不能通知または取引停止処分の取り消し】

- (1) 債務者は「でんさいネット業務規程等」の要件を満たしている場合、支払不能通知または本利用規定第60条に定める取引停止処分の取り消しを当行を通じて、「でんさいネット」に申し出ることができます。
- (2) 前項の申し出は「でんさいネット業務規程等」に定める不正作出を証する資料を添付し、当行所定の書面によりおこなうこととします。
- (3) 当行および「でんさいネット」は内部調査の結果、いずれかに不正作出の原因がある場合には、当行にて「でんさいネット」へ電子記録の訂正および支払不能通知または取引停止処分の取り消し依頼をおこなうか、または「でんさいネット」にて、利害関係人の承諾を得て、電子記録の訂正をおこなうとともに、「支払不能通知」または「取引停止処分」の取り消しをおこないます。
- (4) 当行および「でんさいネット」は内部調査の結果、当行および「でんさいネット」に不正作出の原因がない場合、でんさい事故調査会を開催し、内部調査結果の真偽について、改めて調査をおこない、その結果を書面により電子記録債権の債務者へ通知することとします。
- (5) 前項の調査の結果、当行または「でんさいネット」に不正作出の原因がある場合は、本条第3項に従うこととします。
- (6) 第4項の調査の結果、不正作出の原因が債務者にあるとの結論に至った場合は、当該電子記録の訂正、支払不能通知または取引停止処分の取り消しは認めません。

第6章 取扱手数料

第58条【取扱手数料】

本サービスの利用にあたっては、利用者は当行所定の手数料を支払うこととします。本サービスに係る手数料の種類、金額、支払方法等(以下、「手数料条件」といいます)は、本利用規定に定めのない事項は、あらかじめ当行ウェブサイトに掲載する等、当行所定の方法で通知します。また、手数料条件を変更する場合も、その都度当行所定の方法で変更内容を利用者に通知します。

第59条【手数料の支払方法】

- (1) 当行所定の手数料は、あらかじめ利用者が指定した手数料引落口座から当行所定の日に預金口座振替の方法により支払うこととします。この場合、当行の普通預金規定・当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出、または小切手の呈示なしに当行所定の方法により引き落とすこととします。また、支払内容等については、当行所定の方法で利用者へ通知します。
- (2) 当行は、本サービスに関して取引店窓口を通じて各種依頼、届出を受け付けた場合は、前項の支払方法によるほか、当該依頼の都度、当行窓口にて、取扱手数料の支払いを請求できることとします。
- (3) 利用者は本サービスを解約または解除した後であっても、本サービスに係る未払手数料は、本サービスの利用申し込み時に指定した預金口座振替の方法もしくは別途当行が指定する方法により支払うこととします。

第7章 利用停止・利用制限・解約等

第60条【取引停止処分】

債務者について、本利用規定第46条の支払不能通知に記載された電子記録債権の支払期日から起算して、6か月以内の日を支払期日とする他の電子記録債権に係る第2回目の「支払不能登録」が確定した場合、当該2回目の電子記録債権の支払期日の3銀行営業日後の日において、「でんさいネット業務規程等」により「取引停止処分」が課されます。

第61条【債務者利用・融資利用の停止】

- (1) 当行は利用者に本項第1号から第3号および第5号に掲げる事由が生じた場合には、当該利用者に対する債務者利用の取り扱いを停止し、利用者に第1号から第4号に掲げる事由が生じた場合には、当該利用者に対する融資利用の取り扱いを停止します。なお、第1号ないし第2号に掲げた事由が生じた場合は、「でんさいネット」も本条の停止措置をおこなうことができます。また、本条の停止措置は当行からの事前通知等がなくとも当然におこなうことができることとし、停止措置実施後は停止事由、停止日等を当行所定の方法で利用者に通知します。
 - ①「でんさいネット業務規程等」に違反した場合
 - ②「でんさいネット業務規程等」に規定する取引停止処分を受けた場合
 - ③本利用規定に違反した場合

④融資利用について、上記各号のほか、利用者が当行に提出した「銀行取引約定書」に規定する期限の利益の喪失事由に該当した場合

⑤上記第1号、第2号のほか、当行所定の基準により、当行が緊急に債務者利用の停止が必要と判断しうる事由が生じた場合

(2) 前項に関らず、利用者について当行所定の基準により利用停止をおこなうに足ると判断できる相当の事由が生じた場合は、当行からの通知等により、債務者利用または融資利用の取扱を停止します。なお、当行からの通知を届出の住所にあてて発信し、その通知が遅延または到達しなかったとき、またはこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第62条【債務者利用・融資利用の停止期間】

債務者利用ならびに融資利用の停止期間は本条各号のとおりとします。

①前条第1項第2号に該当の場合は、取引停止処分期間

②上記以外の場合は、利用停止措置を受けた日から2年間。

③融資利用停止の場合、前条第1項第3号、4号、5号ならびに前条第2項による債務者利用停止の場合は、当行所定の基準により停止期間を変更する場合があります。

第63条【債務者利用・融資利用停止中の取引等】

(1) 債務者利用ならびに融資利用が停止された場合でも、引き続き債権者利用一般として本サービスを利用できることとします。なお、前項に規定する停止期間の満了後であっても、債務者利用ならびに融資利用は、利用者が当行所定の手続きにて利用申し込みをおこない、当行が認めた場合のみ再利用ができることとします。

(2) 債務者利用が停止された場合でも、利用者は当然に本項各号の義務を負うこととします。

①既に発生記録をおこなった未決済の電子記録債権の支払義務

②未決済電子記録債権の電子記録保証人の場合、当該電子記録債権の保証義務

(3) 融資利用が停止された時点で未実行の割引申し込みがある場合、審査結果の通知の有無等に関らず、当行は融資を取りやめることができることとします。

第64条【任意解約】

(1) 利用者都合、廃業等により利用者が本サービスを解約しようとする場合は、当行所定の書面を取引店窓口へ提出することとします。

(2) 解約は、自らが保証人となる保証記録を含め、利用者に係る既電子記録債権および既電子記録債務の消滅を「でんさいネット」が確認した時に効力が発生します。本条による解約については、当行は利用者への通知を省略することができることとします。なお、当行は電子記録債権が存続する間の利用については、新たな融資申し込みは受け付けません。また、利用者による記録請求は「でんさいネット業務規程等」に規定する範囲に制限します。

(3) 利用者が当行に対し、本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約の効力発生時までに全額を支払うこととします。

第65条【任意利用制限】

(1) 利用者が本サービスの利用を一時的に制限する場合は、当行所定の書面を取引店窓口へ提出することとします。

(2) 当行は利用制限措置をおこなった際の利用者への通知を省略することができることとします。利用制限措置期間中は、利用者は、新たな融資申し込みが停止されるほか、利用者による記録請求は「でんさいネット業務規程等」に規定する範囲に制限します。

(3) 利用者による制限の解除は、当行所定の書面を取引店窓口へ提出し依頼することとします。なお、当行での解除手続き完了次第、当行所定の方法で利用者に通知します。

第66条【強制解約】

本利用規定第67条および第68条の規定に基づき、当行は本サービスを強制解約することができることとします。なお、本利用規定第67条および第68条に基づく解約は、自らが保証人となる保証記録を含め、利用者に係る既電子記録債権の消滅が確定した時におこないます。なお、電子記録債権が存続する間の利用については、新たな融資申し込みおよび電子記録債権の譲受が停止されるほか、利用者による記録請求は「でんさいネット業務規程等」に規定する範囲に制限します。

第67条【当然解約】

(1) 利用者について、本項各号の事由が1つでも生じた場合、当行は、利用者に事前通知することなく、当然に本サービスを解約できることとします。

①利用者が「でんさいネット業務規程等」に定める利用契約の締結要件に該当しないことが判明した場合

②債務者利用停止措置に係る事由の繰り返し、または「でんさいネット業務規程等」および本利用規定等の繰り返し違反、もしくは違反した状態が継続する等、「でんさいネット」および当行の業務運営を損なう行為があった場合

③破産手続き等の倒産手続きの開始が決定された場合、また、債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てた場合

④当行への届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により利用者の所在が不明となった場合

⑤公序良俗に違反する行為をおこなった場合

⑥利用者が決済口座として指定している預金口座またはBSダイレクトの利用契約が強制解約された場合

⑦利用者が死亡した場合

⑧本サービスに関する利用手数料を支払わない場合

⑨その他、「でんさいネット」が解約措置をおこなうに足る相当の事由が生じたと判断した場合

(2) 解約後、当行は、当行所定の方法により、利用者に解約事由、解約措置実施日等を書面により通知します。

第68条【請求解約】

利用者について次の各号の事由が1つでも生じた場合、当行からの通知等により、本サービスを解約することができることとします。

①当行所定の基準により解約措置をおこなうに足る相当の事由が生じたと判断した場合

②「でんさいネット」と当行が「でんさいネット業務規程等」に定める業務委託契約を解除する場合

第69条【利用制限(再建型)】

(1) 利用者について本項各号の利用制限事由のいずれかに該当することが判明した場合、当行からの事前通知等がなくとも当然に利用者契約の制限措置をおこないます。

利用制限措置実施後は制限事由、制限措置実施日等を当行所定の方法で通知します。

【利用制限事由】

①民事再生法または会社更生法による財産保全処分

②民事再生法または会社更生法による包括的禁止命令

③民事再生法または会社更生法による監督命令

④民事再生法による保全監督命令または会社更生法による保全管理命令

⑤民事再生による再生手続開始の決定または会社更生法による更生手続開始の決定

⑥外国倒産処理手続承認援助に関する法律の処分

(2) 利用制限期間中は、債務者利用ならびに融資利用を停止するほか、債権者利用についても利用制限事由に従い記録請求等の取引を制限します。

(3) 再生手続きの完了等により利用制限を解除する場合において、債務者利用ならびに融資利用に関して、利用者は当行所定の手続きで利用申し込みをおこない、当行が認めた場合のみ再利用できることとします。

第8章 利用者登録情報の変更・承継

第70条【利用者登録情報の変更】

(1) 利用者は、署名、名称、商号、代表者、住所、決済口座等の利用者登録情報に変更が生じた場合は、当行所定の書面により、直ちに当行に届けることとします。利用者登録情報に変更が生じたにもかかわらず、届出を失念もしくは遅延したことにより利用者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

(2) 利用者は、「でんさいネット業務規程細則」第12条に規定する事由が生じた場合は、当該事由を示す書類を当行に提出することとします。

(3) 「でんさいネット」および当行が利用者にあてて通知または書類を発送、もしくはメールを送信した場合には、利用者が第1項の届け出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由により、延着もしくは到着しなかったとき、あるいは利用者がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとします。

第71条【相続時利用承継】

(1) 利用者が死亡した場合、本利用規定第67条第1項第7号の規定にかかわらず、被相続人に係る電子記録債権が消滅するまで「でんさいネット業務規程」第22条第1項第6号に規定する記録請求等に限り、相続人代表者は利用継続をおこなうことができることとします。なお、被相続人に係る電子記録債権の消滅が確定した段階で当行は利用契約を解約します。解約に際し相続人への通知等を省略できることとします。

(2) 前項に係る取扱を依頼する際は、相続人代表者は相続人全員の同意を得た相続時利用継続に係る所定の書類に利用者死亡を証する書類、相続人確認用書類、印鑑証明書、その他当行が指定する書類を添付し、被相続人の取引店窓口へ提出することとします。当行は相続時利用継続に係る手続き完了次第、相続人代表者に当行所定の書面にて通知します。

(3) 相続時利用継続に際して、相続人代表者によるBSダイレクトの契約を必須とはしません。BSダイレクトの契約がない場合、各種記録請求等は、当行所定の書類を取引店窓口へ提出しおこなうこととし、当行は当該記録請求結果を当行所定の方法で通知いたします。なお、取引店窓口への所定の書類の提出期限等の手続きについては、当行所定の方法によることとします。

(4) 相続人代表者は取引店窓口において各種記録請求等を依頼する場合は、本利用規定第58条および第59条の規定に基づき、当行所定の取扱手数料を支払うこととします。

第72条【法人承継】

(1) 合併、会社分割により利用契約の地位を承継する場合は、利用契約の地位を承継する者が当行所定の「電子債権サービス利用契約承継届」に商業登記簿謄本、その他当行所定の承継事実を確認するための必要書類を添付し、速やかに取引店窓口へ届出することとします。

(2) 利用者は、当行が本条各号に規定する利用目的のために、利用者情報を利用するとともに、「でんさいネット」または第三者に対して、当行は利用契約承認の申し込みに際して、利用者要件の確認および当行所定の審査をおこない、利用契約承継をお断りすること、または承継後の利用内容について制限をおこなう場合があります。当行は承継手続き完了次第、承継者に当行所定の書面にて通知します。

第9章 情報管理・安全対策等

第73条【利用者情報の取扱】

(1) 利用者は「でんさいネット」が、記録機関業務の実施、電子記録債権の円滑な流通および与信取引上の判断のために、必要な範囲で申込者の利用者情報を利用するとともに参加金融機関等の第三者（以下、「第三者」といいます）に対して、申込者の利用者情報を提供することに同意します。

(2) 利用者は、当行が本項各号に規定する利用目的のために、利用者情報を利用するとともに、「でんさいネット」または第三者に対して、申込者の利用者情報を提供することに同意します。ただし、支払不能情報に関しては、本項第1号から第3号に掲げる目的でのみ利用することとします。

- ①「でんさいネット」から委託を受けた業務および本利用規定に定める業務の遂行
- ②電子記録債権の円滑な流通の確保
- ③当行の与信取引上の判断
- ④当行の営業活動、ならびに商品企画、商品開発等

第74条【開示事項】

利用者は「でんさいネット」および当行が、「でんさいネット業務規程」第57条に規定する開示請求を受けた場合、次に掲げる情報を開示請求者に提供することに同意します。

- ①発生記録における債務者の決済口座情報
- ②譲渡記録における譲受人の決済口座情報
- ③支払等記録における被支払者情報
- ④各電子記録の利用者の属性および代表者名
- ⑤譲渡記録における譲渡人情報（決済口座情報を含む）
- ⑥支払不能事由およびその概要に関する情報
- ⑦支払不能に関する異議申立の有無に関する情報
- ⑧その他、「でんさいネット業務規程等」に定める事項

第75条【業務委託の承諾】

(1) 情報開示

当行は、本サービス業務遂行のため、当行が選任する第三者（以下「委託先」といいます）に本サービスに係る業務の一部または全部を委託できるとし、利用者は当該業務委託に必要な範囲内で利用者に関する情報を当行の委託先に開示することにつき、同意することとします。

(2) 運用・保守の委託

当行は委託先に本サービスを構成している各種システムの運用や保守等の業務を委託することができることとし、利用者はこれに同意することとします。

第76条【利用者による安全対策】

(1) 利用者はBSダイレクトにより本サービスを安全に利用するため、「ID・パスワード」の厳重な管理、使用機器の保守、ウイルス対策（電子証明書の利用等）ならびにその他安全性確保のための必要かつ適切な措置を講じることとします。

(2) BSダイレクトにより本サービスの利用するにあたって、利用者が適切に安全性確保のための対応としなかったことにより生じた損害については本項各号のとおりとします。

- ①利用者に生じた損害については、当行はいっさい賠償責任を負わないこととします。
- ②他の利用者、当行および「でんさいネット」に生じた損害は、利用者が賠償責任を負うこととします。

第77条【安全確保のための利用停止等】

(1) 当行は、利用者がBSダイレクトにより安全に本サービスを利用することができず、他の利用者、当行または「でんさいネット」における本サービスの運営等に支障が生じる懸念があると判断した場合は、安全性の確保がはかられるまで、事前通知することなく、BSダイレクトによる本サービスの利用を停止することができることとします。

(2) 停止措置実施後は利用者に停止措置実施日等を当行所定の方法で通知します。

(3) 停止期間中の本サービスの利用方法ならびにすでに発生している電子記録債権等の取扱についてはその都度、当行と利用者間で協議のうえ対応することとします。

第10章 その他

第78条【当行の免責事項】

- (1) 停電、災害および事変等、当行の責めに帰すことのできない裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により利用者に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 利用者が当行による本サービスの業務に関して損害を受けることがあっても、当行に故意または重大な過失が認められる場合を除き、当該損害について、当行は責任を負いません。

第79条【規定の変更】

本利用規定を変更する必要がある場合、当行の都合によりいつでも変更することができるものとします。また、「でんさいネット業務規程等」が変更された場合、変更後の「でんさいネット業務規程等」が適用されることとします。なお、変更内容は事前に文書または当行のウェブサイト等、当行所定の方法により利用者に通知することとします。

第80条【譲渡・質入れ】

- (1) 利用者は電子記録債権を質入れすることはできません。
- (2) 利用者は本サービスの利用に関するいっさいの権利を当行の書面による承諾なく第三者に譲渡し、または質入れすることはできません。

第81条【準拠法および合意管轄裁判所】

本利用規定および本利用規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とし、本利用規定が適用される諸取引に関して紛争が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第82条【協議事項】

本契約の各条項に関し疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項で業務遂行上必要な細目については協議のうえこれを定めることとします。

第83条【保証利用限定特約が利用できる場合】

- (1) 消費者契約法第2条第2項に規定する事業者に準ずる個人(事業のために電子記録保証人になろうとする者に限る。)または保証人等(電子記録債権について民事上の保証債務を履行した民事上の保証人および電子記録債権を被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。)は、保証利用限定特約の申し込みをすることができます。この場合、申込者は当行所定の書面を窓口に提出するものとします。
- (2) 当行は、所定の審査をおこない、その結果を当行から当行所定の方法により通知することとします。

以 上

2013年2月4日 制定

2014年2月24日 改定

2014年8月18日 改定

2019年7月8日 改定

2023年1月10日 改定

2024年4月1日 改定